

千葉県長生地域振興事務所（公式）Instagram アカウント運用ポリシー

令和2年10月20日制定

令和4年9月1日改定

1 情報発信の目的

Instagram で広がるネットワークを活用して、長生地域の魅力に係る情報を視覚的に発信することで、多くの人々が長生地域の魅力を発見し、当地域への来訪者を増やすこと、また当地域への愛着を育むことを目的とします。

2 情報発信の内容

- (1) 長生地域の観光地、物産、グルメ、イベント、宿泊施設等の情報
- (2) ユーザーに当事務所で定める特定のハッシュタグを設定して写真を投稿するよう促し、その中で長生地域のイメージ向上につながる投稿について、当アカウントで紹介します。
- (3) その他運用管理者が必要と認める情報

3 名称及びURL

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Instagram
- (2) アカウント名：千葉県長生地域振興事務所（公式）chousei_iitoko
- (3) Instagram アカウントURL：https://www.instagram.com/chousei_iitoko/

4 管理者

千葉県長生地域振興事務所長 電話：0475-22-1610
〒297-8533 茂原市茂原 1102-1

5 管理担当

千葉県長生地域振興事務所企画課

6 利用方法

- (1) 利用者は閲覧、シェアを自由にすることができます。
- (2) 本アカウントへのコメント、メッセージ等への個別の対応は原則行いません。また、必要に応じてユーザーをブロックする場合があります。なお、本アカウントの内容に関する御意見・御質問は電話（0475-22-1610）又はメール（chousei-kk@mz.pref.chiba.lg.jp）を御利用ください。
- (3) 当事務所でキャンペーンを実施する際は、当選者の通知等のため、メッセージ機能を利用する場合があります。

- (4) ユーザーから当事務所が定める特定のハッシュタグを設定して投稿された写真を当アカウントで引用し、再投稿することがあります。
- (5) ユーザーから当事務所が定める特定のハッシュタグを設定して投稿された内容については、本アカウントでは管理責任を一切負いません。

7 注意事項

以下に該当する場合には、コメント等を予告なく削除することがあります。

- (1) 法令、公序良俗に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 当該ページの掲載内容に対して著しく乖離するもの
- (3) 千葉県若しくは第三者に損害又は不利益を与えるもの
- (4) 千葉県若しくは第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似するもの
- (6) Instagram 利用規約に反する内容
- (7) 明らかにスパムであると判断されるもの
- (8) 運用管理者及び運用担当者を含む第三者になりすます行為
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 虚偽又は事実と異なるもの
- (11) その他、運用管理者が不適切と判断するもの

8 知的財産権

本アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、千葉県又は原作者に帰属します。

また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」その他著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

9 免責事項

本アカウントにおいて提供する情報の正確さについては万全を期しますが、利用者が本アカウントを利用したこと、又は利用しなかったことにより被った被害について一切責任を負いません。

また、掲載された情報に誤りが見つかった場合、又は変更が生じた場合は、予告なしに内容を変更する場合があります。

10 その他

本運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。

11 適用

この運用方針は令和2年10月20日から適用します。

この運用方針は令和4年9月1日から適用します。